(3)特記事項

① 危機的な財政状況に対応するため、下表のとおり給与等を減額しています。

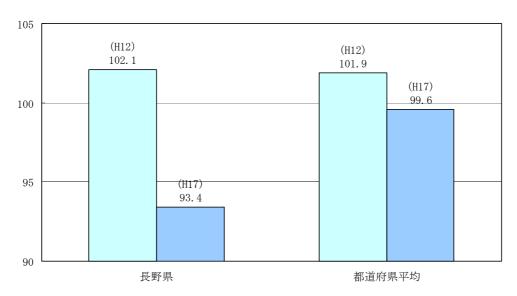
		内容	期間
	知事	給料を△30%	
	副 知 事	給料を△20%	
	出 納 長	給料を△20%	平成 15 年 1 月 1 日
特別職の	地方公営企業管理者	給料を△20%	~平成 20 年 3 月 31 日
特別職の	教 育 長	給料を△20%	
	常勤監査委員	給料を△20%	
	議長	報酬を△20%	亚比 15 年 1 日 1 日
	副議長	報酬を△15%	│ 平成 15 年 1 月 1 日 │ ~平成 19 年 3 月 31 日
	議員	報酬を△10%	一
	部長級の職員	給料を△10%	
一般職の	課長級の職員	給料を△ 8%	平成 15 年 4 月 1 日
職員	その他の職員	給料を△ 6%	~平成 18 年 3 月 31 日
	主事・技師級の職員	給料を△ 5%	

上記に加え、管理監督の地位にある一般職の職員の給料の特別調整額(管理職手当)を10%減額しました。

② 特殊勤務手当をはじめとする各種手当の見直しを行いました(実施時期:平成 18年10月1日)。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

長野県独自の給与カットの結果、長野県のラスパイレス指数は全都道府県中、最低の水準になっています。



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水 準を示す指数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(各年4月1日現在)

一般職のうち、代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

区分		17年度		18年度				
区切	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齡	平均給料月額	平均給与月額		
一般行政職	44.1歳	346,784円	415,261円	44.6歳	369,778円	438, 394円		
技能労務職	46.0歳	317,254円	352,200円	46.6歳	340,704円	377,834円		
高等学校、盲・ろう ・養護学校教育職	43.9歳	384,831円	435,098円	44.4歳	411,598円	463, 333円		
小・中学校 教育職	41.9歳	364, 129円	410,731円	42.3歳	388, 251円	436,662円		
警察職	40.8歳	333,784円	447,914円	40.7歳	349, 227円	456, 403円		

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
 - 3 17年度は給与減額措置後の額です。(以下(6)、(7)において同じ。)

(6)職員の初任給の状況(各年4月1日現在)

一般行政職、技能労務職、高等学校、盲・ろう・養護学校教育職、小・中学校教育職及び警察職の初任給と採用後2年を経過した日の給料月額は、次のとおりです。

			17年	E 度		18年度			
区	分	長里	予県	Щ	玉		予県	国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般	大学卒	168,530円	180,690円	I 種179,800円 II 種170,700円	I種198,600円 II種184,400円	170,200円	178,600円	I 種183,800円 II 種170,200円	I 種192,600円 II 種178,600円
行政職	高校卒	136, 135円	146,585円	138,800円	148,500円	138,400円	144,100円	138,400円	144,100円
技能	高校卒	131,860円	141,075円	_	_	134,000円	138,400円	_	_
労務職	中学卒	118,085円	125,305円	_	_	120, 200円	124,900円	_	_
高等学校、 盲・ろう・	大学卒	188, 100円	201,780円	_	_	190,500円	197,400円	_	_
養護学校 教育職	高校卒	_	-	_	_	_	_	_	_
小・中学校	大学卒	188, 100円	201,780円	_	_	190,500円	197,400円	_	_
教育職	高校卒	_	1	ı	ı	-	_	ı	ı
警察職	大学卒	192,850円	206,530円	I 種 206,600円 II 種 198,300円	I種222,000円 II種213,100円	195,000円	204,100円	I 種 205,900円 II 種 197,700円	I 種 215,800円 II 種 206,900円
言宗戦	高校卒	161,880円	176,605円	156,700円	170,400円	162,800円	171,600円	157,900円	162,800円

(7)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(各年4月1日現在)

			17年度			18年度	
区		経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
一般	大学卒	232, 137円	287, 490円	344,511円	243, 220円	299,502円	362,792円
行政職	高校卒	205,046円	234, 198円	277,853円	219,883円	247, 258円	290,819円
技能	高校卒	188,670円	228,008円	270,292円	207, 400円	242,765円	285,853円
労務職	中学卒	_	_	_	_	_	_
高等学校、 盲・ろう	大学卒	282,393円	330,249円	371,653円	293,673円	347,101円	395, 451円
·養護学 校教育職	高校卒	214,638円	261,508円	318,881円	231,340円	277,140円	338,877円
小・中学校	大学卒	282,393円	331,278円	369,741円	296,778円	350,312円	391, 208円
教育職	高校卒	_	_	_	_	_	_
警察職	大学卒	263,780円	292, 389円	347,768円	273, 271円	307,522円	366,998円
百乐概	高校卒	228,043円	269,573円	310,167円	240,470円	280,945円	321,114円

⁽注)経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8)級別職員数の状況(各年4月1日現在)

① 行政職

行政職の総職員数は、平成 18 年度は 5,814 人、平成 17 年度は 5,921 人であり、給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

	17年度			18年度		標準的な職務内容
区分	職員数	構成比	区分	職員数	構成比	(17年度)
11級	16人	0.3%	9 級	14人	0.2%	複雑困難な業務を行う部長
10級	37人	0.6%	8 級	41人	0.7%	部長
9級	186人	3.1%	7級	180人	3.1%	複雑困難な業務を行う課長
8 級	492人	8.3%	6 級	482人	8.3%	課長
7級	759人	12.8%	5 級	789人	13.6%	主任企画員
6 級	2,416人	40.8%	4 級	2,302人	39.6%	企画員 主査
5 級	474人	8.0%	3 級	892人	15.3%	複雑困難な業務を行う主任
4 級	773人	13.1%	J N/X	8927	15.5/6	主任
3 級	483人	8.2%	2 級	865人	14.9%	高度の知識経験を必要とする業務を 行う主事及び技師
2 級	234人	3.9%	1級	249人	4.3%	比較的高度の知識経験を必要とする 業務を行う主事及び技師
1級	51人	0.9%	1 沙汉	249人	4.070	主事 技師

② 高等学校、盲・ろう・養護学校教育職

教育職(2)の総職員数は、平成18年度は4,070人、平成17年度は4,126人であり、 給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

		17年度				18年度		標準的な職務内容		
X	分	職員数	構成比	区	分	職員数	構成比	(17年度)		
4	級	102人	2.5%	4	級	102人	2.5%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養 護学校の校長の職務		
3	級	131人	3.2%	3	級	133人	3.3%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養 護学校の教頭の職務		
2	級	3,783人	91.7%	2	級	3,725人	91.5%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養 護学校の教諭又は養護教諭の職務		
1	級	110人	2.6%	1	級	110人	2.7%	高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務		

③ 小・中学校教育職

教育職(3)の総職員数は、平成18年度は11,597人、平成17年度は11,553人であり、 給与条例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

		17年度				18年度		標準的な職務内容
X	分	職員数	構成比	区分	}	職員数	構成比	(17年度)
4	級	609人	5.3%	4	級	608人	5.2%	小学校又は中学校の校長の職務
3	級	616人	5.3%	3	級	610人	5.3%	幼稚園の園長の職務 小学校又は中学校の教頭の職務
2	級	9,976人	86.4%	2	級	10,014人	86.3%	幼稚園、小学校又は中学校の教諭又 は養護教諭の職務
1	級	352人	3.0%	1	級	365人	3.1%	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教 論又は養護助教諭の職務

④ 警察職

警察職の総職員数は、平成18年度は3,305人、平成17年度は3,250人であり、給与条 例に基づく級別の職員数は、次のとおりです。

		17年度				18年度		標準的な職務内容
区	分	職員数	構成比	区	分	職員数	構成比	(17年度)
10	級	18人	0.6%	9	級	18人	0.5%	複雑困難な業務を行う警察本部の部長 極めて複雑困難な業務を行う警察署長
9	級	32人	1.0%	8	級	26人	0.8%	特に複雑困難な業務を行う警察本部の課長 特に複雑困難な業務を行う警察署長
8	級	56人	1.7%	7	級	56人	1.7%	複雑困難な業務を行う警察本部の課長 複雑困難な業務を行う警察署長
7	級	73人	2.2%	6	級	64人	1.9%	警察本部の課長 警察署長 複雑困難な業務を行う次長
6	級	388人	11.9%	5	級	376人	11.4%	次長 複雑困難な業務を行う警察本部の課長補佐 複雑困難な業務を行う警察署の課長又は隊長 極めて複雑困難な業務を行う警察署の課長(警部補)
5	級	331人	10.2%	4	級	1,138人	34.4%	警察本部の課長補佐 警察署の課長又は隊長 特に複雑困難な業務を行う係長 特に複雑困難な業務を行う警察署の課長(警部補)
4	級	813人	25.0%					複雑困難な業務を行う係長 複雑困難な業務を行う警察署の課長(警部補) 特に複雑困難な業務を行う主任
3	級	516人	15.9%	3	級	551人	16.7%	係長 警察署の課長 複雑困難な業務を行う主任 複雑困難な業務を行う巡査長
2	級	587人	18.1%	2	級	580人	17.5%	主任 巡査長 高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査
1	級	436人	13.4%	1	級	496人	15.0%	巡査

- (注) 1 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 昇給期間短縮の状況

普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給する職員数の状況は、次のとおりです。

X		分	合計	行政職		高等学校、盲 ・ろう・養護 学校教育職	小・中学校 教育職	警察職
職	員	数 A	29,282人	5,489人	541人	5,600人	11,910人	3,259人
普通昇給期を短縮して			6,015人	1,232人	132人	956人	2,397人	520人
比		率 B / A	20.5%	22.4%	24.4%	17.1%	20.1%	16.0%
職	員	数 A	29,302人	5,523人	567人	5,636人	11,865人	3,255人
普通昇給期を短縮して			6,737人	1,181人	121人	1,211人	3,063人	596人
比		率 B / A	23.0%	21.4%	21.3%	21.5%	25.8%	18.3%

(10) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額(17年度)	_
1,869千円	
(17年度支給割合)	(17年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当
3.0月分 1.45月分	3.0月分 1.45月分
(1.6)月分 (0.75)月分	(1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当(各年4月1日現在)

		長野県			玉	
	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
18	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
年	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
度	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例	措置(2~50%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置(2~20%加算)
	1人当たり平均支給額	937千円	26,874千円			
	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
17	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
年	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
度	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例	措置(2~50%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置(2~20%加算)
	1人当たり平均支給額	667千円	27,477千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された 平均額です。

③調整手当及び地域手当(各年4月1日現在)

調整手当(平成17年度)

支 給 実	績(17年度決算	争)		29, 187千円				
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算) 512千円								
支 給 実 績 (16年度決算) 38,999千円								
支給職員1人当た	16年度決算)		582千円					
支給対象地域	支給率	支給対象職	支給対象職員数 国の制度					
東京都(特別区)	12%		12人	12%				
名古屋市	10%		1人	10%				
大阪市	10%		1人	10%				
医師	10%		27人	10%				

地域手当(平成18年度)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
長野県(全域)	0.5%	28,222人	長野市、松本市、諏訪市3%
東京都(特別区)	13%	9人	13%
名古屋市	11%	1人	11%
大阪市	11%	1人	11%
医師	11%	24人	11%

⁽注) 平成 18 年度から調整手当に替わり地域手当が支給されています。

④特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支約	合実	漬(17年度決算)		943,355 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)					104 千円			
職員	員全′	体に占める手当支給職員の	つ割合(17年度)		33.0 %			
手	当の意	種類 (手当数)			41 種			
手名	当の 称	主な支給対象職員	主な支給対象	泉業務	左記職員に対する支給単価			
支給額の多い手当	教員特殊業務手当	教育職員	学害員し 修校。をう 対童務く 学活をう行振行 でいて事 に業びの 間実幼う 等引も行 に幼う日半正に業びの 間実幼う 特別を対している。	長委 毎る兄業 いてはの て兄業く務野員 学も童務 て行週 行童務は時県会 校の又で 幼う休 わ又で休間教と 等には泊 児指日 れは泊日が教と 等には泊 児指日 れは泊日が育協 (限生を 、導若 る生を等割委議 学る徒伴 児業し 部徒伴にり	あっては1泊)につき、 3,200円の範囲内におい事 長野県教育委と協議しまで 及では、 で入事を が、 で入事を が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、			

手	当の	ナルナW LL 在 MM ロ	ナ ナ ナ ヘン エ! な ユルヒ マタッ	
名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	夜間看護	病院、身体障害者リハビリテーションセンター又は介護老 人保健施設に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部 又は全部が深夜(午後 10 時後翌日 の午前 5 時前の間をいう。以下同 じ。)において行われる看護等の 業務	勤務1回につき3,300円(深 夜における勤務時間が2時 間以上4時間に満たない場 合は2,900円、2時間に満 たない場合は2,000円)
	医等 手 当	病院に勤務する医療職給料表 の適用を受ける職員のうち知 事が人事委員会と協議して定 めるもの	正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し知事が人事委員会と協議して定める特別な事情の下での救急医療等の業務	勤務1回につき1,620円
支給額の	刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪 の予防若しくは捜査又は被疑者の 逮捕の作業	勤務1月につき11,800円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情を 考慮して、任命権者が知事 及び人事委員会と協議して 定める額
多い手当	和	小盲校で大学教連るで会議 高及そつ言務を当時で 高及そつ言務を 高及そつ言務を 等びのいにが育会を 学校で ででして が大大で ででして が大大で ででして が大大で でで でで でで でで でで で で で で で で で で で で	当該担当に係る業務	勤務1日につき200円
	手交通取締	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	勤務1月につき17,600円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情を 考慮して、任命権者が知事 及び人事委員会と協議して 定める額
多くの職員に	教員特础	教育職員	学校の管理等等等でである。 学校の管理を表する。 を学校の事ました。 を学校の事ました。 を学校の事ました。 を学校の事ました。 を学校のには治をである。 を学校のには治をである。 を引いて行う指導である。 を引いて行う指導である。 を引いて行う指導である。 を引いて行うもの。 を引いて行うもの。 を引いて行うもの。 を対いて行うもの。 を対いている。 を対している。 を対いている。 を対いている。 を対している。 をがしな、 をがしな、 をがしる。 をがしる。 をがしな、 をが	勤務1日(泊かに 1年では1泊) 1年では1泊) 1年では1泊) 1年では1泊) 1日では1泊) 1日では1泊) 1日では1泊) 1日では1泊) 1日では1日では1日では1日では1日では1日では1日では1日では1日では1日では
に支給されている手当	殊業務手当		対外運動競技等に 等引を が大変が がいた。 ではいが、 がいた。 ではいが、 がいた。 ではいが、 がいた。	
	選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点 の事務及び進学生徒に関する調査 書作成の事務	1時間につき480円

手名	当の称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
多くの職員に	連絡指導手当教 育 業 務	小盲校で 高及そつ言務 高及そつ言務を 高及そつ言務を 等でのいにが 育る 大校学教系に 関連を でして が で で で で で で で と 事 を で し る 数 務 に り る 数 務 に に が 育 会 る 、 て し る り る 、 、 て し る り る り る り る り る り る り る り る の の の の の	当該担当に係る業務	勤務1日につき200円
支給されている	手死 体処理	警察職員	人の死体の処理作業	作業1体につき3,200円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情を 考慮して、任命権者が知して 及び人事委員会と協議して 定める額
る手当	業務等等	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を 超えない範囲内において、 業務の実態その他の事情を 考慮して、任命権者が知して 及び人事委員会と協議して 定める額

⑤超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績(17年度)	3,699,464千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	348千円
支給実績(16年度)	4,130,684千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	386千円

⑥その他の主な手当(17年4月1日現在)

				国の			支給職員
	工业友	 .	☆ T. マメ 士 タヘ 出 圧	制度	国の制度と	支給実績	1人当たり
	手当名	P3 4	容及び支給単価	との	異なる内容	(前年度決算)	平均支給年額
				異同			(前年度決算)
			ある職員に対し支給。	(18年度)	(18年度)	(17年度)	(17年度)
		扶養親族 等の区分	手当の額	同じ	_	4, 029, 293	254
			13,500円	(17年度)	(17年度)	千円 (16年度)	千円 (16年度)
			(17年12月1日~13,000円)	異なる	(国)	4,082,524	
		子、孫、。	2人まで1人につき 6,000円(扶養親族でな	/	教育加算	千円	千円
		父母 、祖 6	6,000 円(扶養親族でな い配偶者がある場合は		5,000円		
		妹、重度 心身障害 ル	そのうち1人について は6,500円、職員に配偶				
		心身障害 <i>i</i> 者	は 6,500 円 、職員に配偶 者がない場合はそのう				
	扶		ち1人については				
	養		11,000円)。				
	養手当		3人目以上は1人につき5,000円。				
	=	教育加算	扶養親族である子のう				
			ち、満 15 歳に達する日 後の最初の4月1日か				
			ら満 22 歳に達する日以				
			後の最初の3月31日までの間にある子につい				
		-	ては、当該子の扶養手当				
			の月額に 6,000 円を加 質した額を当該子の持				
		3 3	算した額を当該子の扶 養手当の月額とする。				
18		((18年4月1日~5,000円)				
年		Barbara Maria			(H)		(- (- (- (- (- (- (- (- (- (-
度		住宅を借りまる家賃を	受け月額10,500円を超支払っている職員又は	異なる	(国)	(17年度)	(17年度)
17		自宅に居住	支払っている職員又は する職員に対し支給。		月額 12,000 円を 超える家賃を支	1,662,324 千円	121 千円
年		区分	手当の額		払っている職員 又は自宅(新築又	(16年度)	(16年度)
度		借家等	〔家賃月 23,000円 以下〕		は購入から5年	1, 649, 283	
			支給額=家賃相当		を経過していない場合)に対し支	千円	千円
			額-10,500円		給。		
	住		〔家賃月23,000円 超〕		[家賃月 23,000		
	居		支給額=12,500円		円以下〕 支給額=家賃相		
	手当		+ (家賃相当額-		当額-12,000円		
	=		23,000円) ×1/2 (最高支給限度		〔家賃月 23,000		
			27,000円)		円超〕 支給額=12,500		
		別居する配			円+(家賃相当額		
		のための借			-23,000 円) × $1/2$		
		別居する配			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
		のための自			自宅		
					2,500円		

			国の			支給職員
	手当名	内容及び支給単価	制度	国の制度と	支給実績	1人当たり
	丁=14	77 在及 0	との	異なる内容	(前年度決算)	平均支給年額
		通勤のため電車・バスなどの交通機	異同異なる	(月)	(17年度)	(前年度決算)
		関又は自動車などの交通用具を使	共なる	(国) 交通用具使用	2,569,234	(17年度) 115
		用する職員に対し支給。		者の支給額	千円	千円
		区分 手当の額		$2,000\sim24,500$	(16年度)	(16年度)
		交通機 6か月定期券等の価額 関利用 により一括支給。		円	2, 541, 487	
		者 支給限度額 1か月当		特急列車、高速	千円	千円
	2名	たりの運賃等相当額が 55,000円まで		道の加算限度 20,000円		
	通勤	交通用 具使用使用距離に応じて 2,440 円~35,870 円。者(自動車・バイク・自転				
	手当	者 (自動車・バイク・自転 車とも同額。)				
		特急列 通勤のため特急列車 高				
		車、高 速道等を利用すること 速道の が必要である職員のう 加算 ち一定の要件を満たす				
		加算と一定の要件を満たす				
		ものについて、特急料金 等の1/2の額を上記の手				
		当額に加算して支給。				
		(加算限度 30,000円)				
	単身:	異動に伴う住居の移転により、同居 していた配偶者と別居する職員に	異なる	(国)	(17年度)	(17年度)
18		対し支給。基本額は23,000円とし、		6,000~45,000 円を加算	481, 272	
年	赴 任	職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円~12,000円を加		115 24 34	千円 (16年度)	千円 (16年度)
度	手	算。			437, 262	313
•	当				千円	千円
17		正規の勤務時間外又は休日におい	同じ		(17年度)	(17年度)
年度		て、宿日直勤務をした職員に対し支給する。			639, 236	
及	宿	毛当の額			千円 (16年度)	千円 (16年度)
	日	区分 (勤務1回につき)			637,627	348
	直	医師・歯科医師 20,000円		_	千円	千円
	手当	病院 (医師以外) 5,900 円				
		一般の宿日直4,200 円自律教育諸学校6,900 円				
		警察 7,200円				
			□ 1°		(17年 本)	(17年 幸)
		国民の祝日及び年末年始の休日の 正規の勤務時間に勤務することを 命ぜられた職員(教員を除く)に対	同じ		(17年度) 703,314	(17年度) 348
	休	命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勘務1時間当たりの類に			千円	千円
	日 給	して、勤務1時間当たりの額に 135/100を乗じて得た額を勤務し		_	(16年度)	(16年度)
	小口	た時間数に応じて支給。			656, 104	332
					千円	千円

	手当名	内容及び支給単価	国の関の関の関の関の関の関の関の関の関の関の関の関の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	国の制度と異なる内容	支給実績 (前年度決算) (17年度)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (前年度決算) (17年度)
18 年度 • 17	(管理職手当)給料の特別調整額	ち、人事委員会規則で指定するものに対して給料月額に次の割合を乗じて得た額を支給。 職 支給割合 部長級 20/100~25/100 課長級 14/100~18/100 学校の校長 12/100~16/100 学校の教頭 8/100~12/100		_	1,474,959 千円 (16年度) 1,483,706 千円	660 千円 (16年度) 675 千円
年度	寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	-	(17年度) 2,006,169 千円 (16年度) 2,150,714 千円	(17年度) 73 千円 (16年度) 79 千円

(11) 特別職等の報酬等の状況(各年4月1日現在)

区			給料 月	割額等
),	17年度	18年度
	知	事	1,350,000 円 (945,000 円) (675,000 円) ※	1,350,000 円 (945,000 円)
	副	知 事	1,040,000 円 (832,000 円)	1,040,000 円 (832,000 円)
給	出	納長	910,000 円 (728,000 円)	910,000 円 (728,000 円)
料料	地方公'	営企業管理者	860,000円 (688,000円)	860,000 円 (688,000 円)
	ابيا	P	(602,000円) *	
	教 #	育 長	860,000 円 (688,000 円)	860,000 円(688,000 円)
	吊勁	監査委員	830,000円 (664,000円)	830,000 円 (664,000 円)
	-1) f		※平成 17 年 3 月 28 日~平成 17 年 6 月 27 日	
報	議	長	1,040,000 円 (832,000 円)	1,040,000 円(832,000 円)
酬	副業	議長員	910,000 円 (773,500 円)	910,000 円(773,500 円)
	議		850,000円 (765,000円)	850,000円 (765,000円)
	-		(16年度支給割合)	(17年度支給割合)
	知 副	事 知 事		C P ## 1 C P /\
	出出	和 納 長	6月期1.6月分 12月期1.7月分	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.7 月分
期		営企業管理者	計 3.3月分	計 3.3月分
末	教	育 長	B1 0.07171	B1 0.0 /1 /J
手		監査委員		
当			(16年度支給割合)	(17年度支給割合)
	議	長	6月期1.6月分	6月期 1.6月分
	副	議長	12月期1.7月分	12月期 1.7月分
	議	員	計 3.3月分	計 3.3月分
			(算定方式)	(算定方式)
	知	事	給料月額×在職月数×80/100	給料月額×在職月数×80/100
退	副	知 事	給料月額×在職月数×60/100	給料月額×在職月数×60/100
職	出	納長	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
手		営企業管理者	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
当	教	育 長	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
	吊動	監査委員	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×40/100
			(支給時期) 任期ごと	(支給時期) 任期ごと
			上別して	上ガーへ

(注) 給料及び報酬の()内は、職員の給与の特例に関する条例による減額後の額です。

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 平成17年度 採用試験の日程

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日·試験地	第2次試験 日·試験地	合格者決定日
長野県職員採用上級度)	行政	次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人で。 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を業した人で、学校教育は第年3月本でに卒業見込みの人 ③日本務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	り月26日 巨野古 松木古	7月20日~22日、 25日 長野市	8月10日
	社会福祉	次の①又は②を満たすす。 及び④並びに⑤を満たすす。 ①昭和45年4月2日に生まれたらいでのででででででででででででででででででででででででででででででででででで			
	心理	次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人 一次を 一次で、学校教育法による 学(短期大学を除く。) 学した人又は平成18年3日本 でに卒業見込みの人 国籍を有する人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	項次及年1和た学業で国員	次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人生。 和59年4月2日以降に生ま大 た人で、学校教育法による 学(短期大学を除く。) 学した人又は平成18年3日本 でに卒業見込みの人 ③日本務 国籍を有する人 ④地方公格 項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
	機械	次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日財際に生まれた人 元人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。) 学した人又は平成18年3日本 でに卒業見込みの人 ③日本務 国籍を有する人 ④地方公条 項に該当しない人		7月20日~22日、 25日 長野市	8月10日
	林業	次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降に生まれた人 大人で、学校教育法による 学(短期大学を除く。) 業した人又は平成18年3日本 でに卒業見込みの人 ③日本 国籍を有する人 ④地方公条 項に該当しない人			
長野県職員採用上級 試験 (大学卒業程度)	建築	次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人生れた人生まれた人生まれた人で。学校教育法による大学(短期大学を除く。)身ました人又は平成18年3日本でに卒業見込みの人 ③日本務国籍を有する人 ④地方公条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たされて、で、の①又は②を満たされて、で、の①取びに⑤を満たからまで、からのでは一次でで、で、ので、ののでは、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たすける。 及び④並びに⑤を満たすりに 60年4月2日に生月2年4月2日に生まで、 人 ②昭和45年4月2日校校をは 60年4月1日までに見月2校校の 60年4月1日までに現力に生までにまり、 一、20日本には、 18年3月2校を平成により、 18年3月2校を平成により、 18年3月2日を平成の 18年3月3日本の 18年3日本の 18年3		7月20日~22日、 25日 長野市	8月10日
	獣医師	次の①又は②を満たされて、 で、の①又は②を満たすれて、 のの①又は②を満たすられて、 で、で、のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 の			0/11V H
長野県職員採用初級 試験(高校卒業程 度)	行政	次のすべてを満たす人 ①昭 和59年4月2日から昭和63年 4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地 方公務員法第16条に規定する 欠格条項に該当しない人		10月24日~26日 長野市	11月11日
長野県警察職員採用 上級試験(大学卒業 程度)		次の①又は②を満たす人で③ 及び④を満たす人。①昭和45 年4月2日から昭和59年4月 1日までに生まれた人 ②昭和59年4月2日以降による た人で、学校教育法による 学(短期大学を除く。)分 業した人又は平成18年3日 でに卒業見込みの人 ③日本 国籍を有する人 ④地方公条 項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	7月19日 長野市	8月10日
長野県警察職員採用 初級試験(高校卒業 程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月27日 長野市	11月18日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者決定日
長野県警察官採用試	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成17年9月までに卒業見込みの人 ②地方公本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月22日	6月13日~15日	
験(A・第1回)	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成17年9月までに卒業見込みの人 ③地方公本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	長野市、松本市	長野市	7月5日
長野県警察官採用試	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月10日	8月19日、22日~ 26日	9月26日
験(A・第2回)	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成18年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	長野市、松本市	長野市	
長野県警察官採用試	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法に入学(短期大学を除く。)を卒業した人又はみの人を3までに卒業見込みの人をる人と。 ②地方公務員法第16条に規しする欠格条項に該当しない人		10月19日~21日	11月18日
験 (B)	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又はみの人を3月までに卒業見込みの人を分く。 ②日本国籍56条に規定する欠格条項に該当しない人	長野市、塩尻市	長野市	117,J 10 H
長野県市町村立小中 学校栄養職員採用試 験		次のすべてを満たす人 ①昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人②栄養士の免許を有する人又は平成18年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月24日~26日 長野市	11月11日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日·試験地	第2次試験 日·試験地	合格者決定日
長野県市町村立小中 学校事務職員採用試 験		次のすべてを満たす人 ①昭和45年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市、松本市	10月24日~26日 長野市	11月11日

(2) 平成17年度 採用試験の実施状況

		採用	H >= +* \\	1次試験	1次試験	2次試験	最終	競争倍率
試験の名称	試験区分	予定人員(人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数(人)		合格者数 (人) B	(%) A/B
	行政	若干名	389	288	55	50	20	14. 4
	社会福祉	若干名	56	43	13	13	11	3. 9
	心理	若干名	43	36	10	10	4	9. 0
	電気	若干名	31	21	9	8	4	5. 3
長野県職員採用上級試	機械	若干名	25	17	7	6	5	3. 4
験(大学卒業程度)	林業	若干名	47	39	17	16	6	6. 5
	建築	若干名	24	18	7	7	4	4. 5
	薬剤師	若干名	15	12	6	5	4	3. 0
	保健師	若干名	34	27	11	11	4	6.8
	獣医師	若干名	16	11	7	7	4	2.8
長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)	行政	若干名	66	57	16	13	6	9. 5
長野県警察職員採用上級 試験(大学卒業程度)	行政	5	200	150	28	25	6	25. 0
長野県警察職員採用初級 試験(高校卒業程度)	行政	若干名	149	134	28	25	7	19. 1
長野県警察官採用試験	男性	30	250	201	139	129	50	4.0
(A・第1回)	女性	10	32	25	20	19	4	6. 3
長野県警察官採用試験	男性	80	745	566	310	233	96	5. 9
(A・第2回)	女性	10	207	159	68	50	14	11. 4
長野県警察官採用試験	男性	35	399	330	168	146	42	7. 9
(B)	女性	5	107	89	22	20	6	14. 8
長野県市町村立小中学 校栄養職員採用試験	学校栄養	若干名	62	51	10	10	2	25. 5
長野県市町村立小中学 校事務職員採用試験	小中事務	若干名	425	346	31	30	7	49. 4

(3) 平成17年度 採用選考の実施状況

ア 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

		<u>, </u>				
選考区分	採 用 予定者数 (人)	申込者数 (人) A	1 次考查 合格者数 (人)	2次考查 受験者数 (人)	2次考查 合格者数 (人) B	競争倍率 A/B
行政	1	12	12	12	1	12. 0

イ 身体障害者を対象とする選考考査

職種	勤務予定地	採 用 予定者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
事務	長野地方事務所又 は北信地方事務所	1 4	3	1	3. 0

ウ 技能労務職員採用選考考査

職種	勤務予定地区	採 用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 A/B
庁務技師 (校用技師)	南信	1	3	3	1	3. 0

(注) 選考対象者を公募したものについて記載しています。

- 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (1) 平成 17年 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の概要

1 職員の給与

I 本年の給与等に係る改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

職員給与は、平成15年4月から「職員の給与の特例に関する条例」により給料の減額 (5%~10%)等の措置が実施されていることから、減額後の額と減額前の額について調査し、民間給与と精密に比較しました。

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A)-(B) (A-B)/B×100
403, 537 円	減額後の額 383, 189 円	20,348円 (5.31%)
403, 337	減額前の額 405,442 円	△ 1,905円 (△0.47%)

(2) 給与改定の基本的考え方

特例条例の適用がないものとした場合、職員給与が民間給与を上回ることから、給料表の引下げ改定等を行い、民間給与等と均衡を図ることが情勢適応の原則に合致するものと考えます。

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分の解消については、特例条例による職員給与の減少額が較差相当分を上回るため、必要ないと考えます。

(3) 改定すべき事項

ア給料表

すべての給料表について引下げ改定

(行政職給料表:平均改定率 △0.3%)

イ 諸 手 当

(7) 扶養手当

配 偶 者 月額 13,500円 ⇒ 13,000円

(イ) 初任給調整手当

医師・歯科医師 最高支給月額 269,300 円 ⇒ 268,500 円

(ウ) 勤勉手当

年間支給月数の引上げ(0.05月分)

区分	現 行	改定後
期末手当	3.00月	3.00月
勤勉手当	1.40月	1.45月
計	4.40 月	4.45月

ウ 実施時期

条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)。 ただし、勤勉手当の改定については平成17年12月1日

給与改定例

区分	職員数	平均年齢	平均給	与月額	改定額	改定率
	- 1400	十均十m	現 行	改定後	以足領	以足爭
	人	歳	円	円	円	%
行政職員	6, 280	44. 1	405, 442	404, 014	△1, 428	△0.35
教育職員	16, 977	41. 9	424, 822	423, 377	△1, 445	△0. 34
警察官	3, 250	40.8	383, 903	382, 501	△1, 402	△0.37

(注) 平均給与月額は、特例条例の適用がないものとした場合(減額前)の額です。

Ⅱ 給与構造の改革

(1) 基本的考え方

民間企業における能力主義、成果主義等による賃金制度の浸透や国における人事院勧告の内容等を勘案し、本県でも職員の長期雇用が年功的な給与処遇につながらないよう給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分反映しうる給与システムを構築することが不可欠です。

(2) 改定すべき事項

ア給料表

- ・ 国家公務員との均衡を考慮して、昇給カーブをフラット化し、中高齢層を中心に給料 を平均5%程度引下げ
- 級構成の再編及び勤務実績の反映を行うため号俸の4分割
- ・ 中途採用者の初任給決定の制限について見直し

イ 地域手当

- ・ 給料表の引下げに伴い、民間賃金水準との調整を図るため、調整手当に替えて地域手 当を支給
- ・ 県内全域に一律 1.5%支給
- ・本県の職員についてはその多数が県内全域にわたる人事異動が想定されており、国家 公務員と同じ制度(県内の支給地域は長野市、松本市及び諏訪市の3市。支給割合は3%) とした場合には人事管理上支障を生ずることが懸念されること、県内のすべての市町村 について支給割合に格差を設ける客観的なデータの把握が困難であること等の本県の実 情を考慮して支給地域を決定
- ・ 上記3市に在勤する本県の職員の割合等を考慮して支給割合を決定
- ・ 手当額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて 得た額
- ・ 県外に勤務する職員は国家公務員に準じた支給地域及び支給割合とし、医師について は地域手当の特例措置を存置

ウ 勤務実績の給与への反映

- ・ 昇給時期を年1回(1月1日)に統一
- ・ 特別昇給と普通昇給を一本化して、勤務実績により5段階(A~E)の昇給区分に応

じて昇給する制度に改正

・ 枠外昇給制度を廃止するとともに、55 歳昇給停止措置に替えて、55 歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制

(3) 実施時期等

ア給料表

・ 新給料表は平成 18 年 4 月 1 日から適用。同日にすべての職員の給料月額を新給料表に 切替え。経過措置として、新給料月額と平成 18 年 3 月 31 日の給料月額(特例条例によ る減額前の額)の差額を支給

イ 地域手当

・ 給料の経過措置に伴い、地域手当についても経過措置を設定。平成 18 年度の支給割合 は、県内は 0.5% とし、県外及び医師は国家公務員に準じた率

ウ 勤務実績の給与への反映

・ 新昇給制度は平成 18 年 4 月 1 日から実施し、新制度による最初の昇給は平成 19 年 1 月 1 日。なお、平成 18 年度から平成 21 年度までの間は昇給幅を 1 号俸抑制

2 人事管理に関する課題

(1) 能力と実績に基づく人事管理の推進

長野県行政機構審議会の答申に基づく能力開発制度及び業務目標制度の実施に当たっては、事前に関係者間で十分な協議を行い、職員の理解を得ながら進めることや、評価 基準の妥当性や手続の実効性等を検証し、制度へ反映させていくことが必要となります。

(2) 総実勤務時間の短縮

管理職員は、職員の勤務実態を的確に把握するよう努めるとともに、時間外勤務の命令を行うにあたっては、職員の健康面にも留意し、その必要性、緊急性について十分考慮する必要があります。

(3) 女性職員の登用の拡大

「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づき、女性職員の登用の促進・職域の拡大のための総合的な取組を引き続き積極的に推進するとともに、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備に引き続き努めていく必要があります。

3 報告及び勧告年月日

平成 17 年 10 月 7 日

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成17年度 勤務条件に関する措置の要求の状況

事案名	要求者	要求内容	要求年月日	判定及び判定年月日
なし				

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成17年度 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	不服申立人	申立て内容	請求年月日	判定及び判定年月日
平成17年(不)第1号 不利益処分審査請求 事案	技術吏員	停職処分取消	Н17. 1. 21	審査中
平成17年(不)第2号 不利益処分審査請求 事案	技術吏員	停職処分取消	Н17. 1. 21	審査中
平成17年(不)第3号 不利益処分審査請求 事案	小学校教諭	停職処分取消	Н17. 9. 14	審査中
平成18年(不)第1号 不利益処分審査請求 事案	元高等学校教諭	免職処分取消	H17. 12. 13	審査中